

宿泊約款 TERMS AND CONDITIONS FOR ACCOMMODATION CONTRACTS

利用規則 USE REGULATION

宿 泊 約 款

(適用範囲)

- 第1条** 1. 当館（ホテル）が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。
2. 当館（ホテル）が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

(宿泊契約の申込み)

- 第2条** 1. 当館（ホテル）に宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当館（ホテル）に申し出ていただきます。
- 宿泊者名
 - 宿泊日及び到着予定時刻
 - 宿泊料金（原則として別表第1の基本宿泊料による。）
 - その他当館（ホテル）が必要と認める事項
2. 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当館（ホテル）は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。

(宿泊契約の成立等)

- 第3条** 1. 宿泊契約は、当館（ホテル）が前条の申込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当館（ホテル）が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。
2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間（3日を超えるときは3日間）の基本宿泊料を限度として当館（ホテル）が定める申込金を、当館（ホテル）が指定する日までに、お支払いいただきます。
3. 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。
4. 第2項の申込金を同項の規定により当館（ホテル）が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当館（ホテル）がその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

(申込金の支払いを要しないこととする特約)

- 第4条** 1. 前条第2項の規定にかかわらず、当館（ホテル）は、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
2. 宿泊契約の申込みを承諾するに当たり、当館（ホテル）が前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

(宿泊契約締結の拒否)

- 第5条** 当館（ホテル）は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。
- 宿泊申込みが、この約款によらないとき。
 - 満室（員）により客室の余裕がないとき。
 - 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
 - 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
 - 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
 - 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
 - 石川県旅館業法施行条例12条の規定する場合に該当するとき。

(宿泊客の契約解除権)

- 第6条** 1. 宿泊客は、当館（ホテル）に申し出て、宿泊契約を解除することができます。
2. 当館（ホテル）は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合（第3条第2項の規定により当館（ホテル）が申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。）は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当館（ホテル）が第4条第1項の特約に応じた場合にあつては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当館（ホテル）が宿泊客に告知したときに限ります。
3. 当館（ホテル）は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後8時（あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻2時間経過した時刻）になつても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

(当館（ホテル）の契約解除権)

- 第7条** 1. 当館（ホテル）は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することができます。
- 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行をしたと認められるとき。
 - 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。
 - 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
 - 天災等不可抗力によって起因する事由により宿泊させることができないとき。

いとき。

- 石川県旅館業法施行条例12条の規定する場合に該当するとき。
 - 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当館（ホテル）が定める利用規則の禁止事項（火災予防に必要なものに限る。）に従わないとき。
2. 当館（ホテル）が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

(宿泊の登録)

- 第8条** 1. 宿泊客は、宿泊日当日、当館（ホテル）のフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。
- 宿泊客の氏名・年齢・性別・住所及び職業
 - 外国人にあつては、国籍・旅券番号・入国地及び入国年月日
 - 出発日及び出発予定時刻
 - その他当館（ホテル）が必要と認める事項
2. 宿泊客が第12条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

(客室の使用時間)

- 第9条** 1. 宿泊客が当館（ホテル）の客室を使用できる時間は、午後3時から翌朝10時までとします。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。
2. 当館（ホテル）は、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。
- 超過3時間までは、室料相当額の30%
 - 超過3時間以上は、室料相当額の100%
3. 前項の室料相当額は、基本宿泊料の70%とします。

(利用規則の遵守)

- 第10条** 宿泊客は、当館（ホテル）内においては、当館（ホテル）が定めて館内（ホテル）に掲示した利用規則に従っていただきます。

(営業時間)

- 第11条** 1. 当館（ホテル）の主な施設等の営業時間は次のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間は備付けパンフレット、各所の掲示、客室内のサービスディレクトリー等で御案内いたします。
- フロント・キャッシャー等サービス時間：
イ 門 限 午前0時
ロ フロントサービス 24時間（終日）
 - 飲食等（施設）サービス時間：
イ 朝 食 午前7時00分～午前9時30分
ロ 夕 食 午後6時00分～午後9時00分
ハ その他の飲食等
ロビーラウンジ 午前7時00分～午前10時00分
午後3時00分～午後6時00分
 - 附帯サービス時間：
イ 売 店 午前7時00分～午前10時00分
午後4時00分～午後9時30分
2. 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

(料金の支払い)

- 第12条** 1. 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第1に掲げるところによります。
2. 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当館（ホテル）が認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当館（ホテル）が請求した時、フロントにおいて行っていただきます。
3. 当館（ホテル）が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

(当館（ホテル）の責任)

- 第13条** 1. 当館（ホテル）は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当館（ホテル）の責めに帰すべき事由によるものではないときは、この限りではありません。
2. 当館（ホテル）は、防災につとめておりますが、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

(契約した客室の提供ができないときの取扱い)

- 第14条** 1. 当館（ホテル）は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。
2. 当館（ホテル）は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当館（ホテル）の責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

(寄託物等の取扱い)

- 第15条** 1. 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが不可抗力である場合を除き、

利用規則

当館では、お客様に安全かつ快適にご利用いただくため、利用規則を定めておりますので、宿泊約款第10条に定めのあるとおり、その遵守にご協力下さいますようお願い申し上げます。

遵守いただけない場合は、やむを得ず、ご宿泊又は館内諸施設のご利用をお断り申し上げます。又場合によっては損害をご負担頂くこともございますので、特にご留意下さいますようお願い申し上げます。

火災予防上お守りいただきたい事項

- 1.火災の原因となりやすい場所等のご喫煙（寝たばこ、館内の歩行中）はおやめください。
- 2.客室内には暖房用、炊事用等の火器及びアイロン等を持ち込み、ご使用はおやめください。
- 3.その他の火災の原因となるような行為はおやめください。
- 4.消防用設備等のいたずらは、安全の維持に支障が生じますのでおやめください。

保安上お守りいただきたい事項

- 1.ご滞在中のお部屋からお出になられる際には施錠をご確認ください。
- 2.館外へお出掛けの際は、フロントに鍵をお預けになられますようお願い申し上げます。
- 3.ご訪問客と客室内でのご面会はご遠慮願います。
ご面会はロビー又はラウンジをご利用ください。

貴重品、お預かり品及び遺失物のお取扱について

- 1.客室に備付の保管庫は、お客様が自由にお使い頂けるよう便宜備えつけてありますが、簡易なものですから、現金・貴重品については事故防止のため、その種類及び価格を明示して必ずフロント（帳場）にお預けください。
- 2.ご滞在中の現金、貴重品等をフロントにお預けにならず、滅失、毀損等によって生じた損害については、一定の限度額の範囲内でしか賠償致しかねますので、ご了承のほどお願い申し上げます。
- 3.宿泊約款第16条、第2項第3項の規定及び関連の法令に該当する遺失物についてはお取り扱いいたします。

お支払いについて

- 1.料金支払いは、通貨又は当館が認めた旅行小切手、宿泊券若しくはクレジットカードに依り、ご出発時又は当館が請求した時フロントでお支払いいただきますので、ご了承ください。
なお、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代り得る方法によりお支払いいただくときは、事前にご呈示ください。
- 2.旅行小切手以外の小切手でのお支払いはお受け出来ませんので、ご了承ください。
- 3.館内のバーなどをサインにてご利用される場合は、お手数ですが、客室鍵をご提示ください。
- 4.都合により、ご到着時にお預かり金を申し受けることがございますので、ご了承ください。

その他お守りいただきたい事項

- 1.館内にて他のお客様の迷惑となるようなもの、犬、猫、小鳥、その他の動物、発火又は引火性のもの、悪臭を発生するもの、その他法令で所持を禁じられている物のお持ち込みはおやめください。
- 2.館内で、高声、放歌、喧騒な行為、とばく、風紀、治安を乱すような行為、他のお客様の迷惑になるような言動はなさらないようお願い申し上げます。
- 3.当館の許可なく、客室、ロビー等を営業行為（展示、広告、宣伝、販売等）などの他の目的にご使用にならないようお願い申し上げます。
- 4.館内の施設、備品の現状を著しく変更したり、用途以外にご使用になることはおやめください。
- 5.客室の窓側、ベランダ、廊下又はロビーなどに物品を陳列したり、放置しないようお願い申し上げます。
- 6.風呂及び洗面所のご使用後は必ず給湯水を止めてください。
もし流し放しであふれさせますと隣室、階下室に被害が及ぶ場合がございますのでご注意ください。
- 7.入墨の方の大浴場の入浴はお断り申し上げます。
- 8.下駄、ゴム長靴等のご入館はご遠慮願います。
- 9.未成年のみのご宿泊は、保護者の許可がない限りお断りさせていただきますのでご了承ください。
- 10.エネルギーを大切に使う為、節電、節水にご協力の程お願い申し上げます。
- 11.客室内よりお電話をご利用の際は、施設利用料が加算されますのでご了承ください。

当館（ホテル）は、その損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については、当館（ホテル）がその種類及び価額の明告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当館（ホテル）は15万円を限度としてその損害を賠償します。

- 2.宿泊客が、当館（ホテル）内にお持込みになった物品又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについては、当館（ホテル）の故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当館（ホテル）はその損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の明告のなかったものについては、15万円を限度として当館（ホテル）はその損害を賠償します。

(宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

- 第16条** 1.宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当館（ホテル）に到着した場合は、その到着前に当館（ホテル）が了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡します。
- 2.宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当館（ホテル）に置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当館（ホテル）は、当該所有者に連絡するとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め7日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。
- 3.前2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当館（ホテル）の責任は、第1項の場合にあっては前条第1項の規定に、前項の場合にあっては同条第2項の規定に準じるものとします。

(駐車場の責任)

- 第17条** 宿泊客が当館（ホテル）の駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当館（ホテル）は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当館（ホテル）の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

(宿泊客の責任)

- 第18条** 宿泊客の故意又は過失により当館が損害を被ったときは、当該宿泊客は当館（ホテル）に対し、その損害を賠償していただきます。

別表第1 宿泊料金の算定方法（第2条第1項及び第12条第1項関係）

		内 訳
宿泊客が支払うべき総額	宿泊料金	①基本宿泊料（室料+朝・夕食料） ②サービス料（①×15%）
	追加料金	③追加飲食（朝・夕食以外の飲食料）及びその他の利用料金 ④サービス料（③×20%）
	税金	イ 消費税 ロ 入湯税（温泉地のみ）

- 備考 1. 基本宿泊料はフロントに掲示する料金表によります。
2. 子供料金は小学生以下に適用し、小学生は大人に準じる食事と寝具を提供したときは大人料金の70%、子供用食事と寝具を提供したときは50%、寝具のみを提供したときは2,100円をいただきます。

別表第2 違約金（第6条第2項関係）

契約解除の通知を受けた日	契約申込人数					
	不泊	当日	前日	2日前	3日前	5日前
14名まで	100%	100%	50%	30%	30%	
15名～30名まで	100%	100%	50%	30%	30%	30%
31名～100名まで	100%	100%	80%	50%	30%	30%
101名以上	100%	100%	80%	50%	50%	30%

契約解除の通知を受けた日	契約申込人数					
	6日前	7日前	8日前	14日前	15日前	30日前
14名まで						
15名～30名まで						
31名～100名まで	20%	20%	10%	10%		
101名以上	30%	30%	15%	15%	10%	10%

- (注) 1. %は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。
2. 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1日分（初日）の違約金を取受します。
3. 団体客（15名以上）の一部について契約の解除があった場合、宿泊の10日前（その日より後に申込みをお引受けした場合にはそのお引受けした日）における宿泊人数の10%（端数が出た場合には切り上げる。）にあたる人数については、違約金はいただきません。

虹と海の考えるプライバシーポリシー

株式会社加賀屋（以下「当社」という）は、お客様を始めお取引先様、採用応募者（以下「お客様」といいます）からの信頼を第一とし、お客様個人に係わる情報を正確かつ、適正、機密に取り扱うことが『おもてなし』の基本であると考えております。それを役員及び全社員が認識し徹底した推進をはかるため、個人情報に関する法律等を遵守するとともに、以下のように定め個人情報保護に努めます。

1. 個人情報の取得、利用、提供など、適切な個人情報の取り扱いについての規則や規定を定め、役員及び全社員がこれを遵守いたします。
2. 個人情報の取得に際しては、適法・公正な手段によって収集し、目的の範囲内で利用、提供等を行います。
3. 個人情報の正確性及び安全性を確保するために、個人情報保護を推進する組織を設置し、技術面及び組織面において安全管理措置を講じ、漏えい、紛失、改ざんなどの防止に努めます。
4. 個人情報保護に関する国内法令、規制、その他の規範を遵守いたします。
5. 本方針、関連諸規則を含む個人情報保護体制の評価と見直しを定期的・継続的に行い、その改善に努めます。